

○島田市茶海外輸出支援事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第78号

改正 平成29年5月1日告示第127号

(題名改称)

平成31年1月31日告示第13号

令和2年3月27日告示第66号

令和5年3月24日告示第46号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 市長は、海外における茶の消費の拡大を図るため、海外輸出に向けた取組を行うものに対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(平29告示127・令5告示46・一部改正)

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 農業を営む者であって市内に住所を有するもの（第3号において「農業者」という。）
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって市内に主たる事務所を有するもの
- (3) 荒茶生産組織（荒茶の生産を行う農業協同組合、農事組合法人、有限会社若しくは株式会社であって市内に主たる事務所を有するもの又は農業者が共同で荒茶の生産を行う団体をいう。）
- (4) 茶商（茶の販売を行う者であって市内に主たる事務所を有するものをいう。）

(平29告示127・平31告示13・令5告示46・一部改正)

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 有機JAS認証（登録認証機関（日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律

第175号) 第16条第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた者をいう。以下この号において同じ。) による有機農産物又は有機加工食品に係る事業者の認証をいう。以下同じ。) の取得(取得後における定期調査、変更に係る不定期調査等を含む。) に係り登録認証機関に支払う経費(茶に係るものに限る。)

(2) 残留農薬検査(茶の残留農薬が輸出先の国の農薬基準に適合しているかどうかについて検査することをいう。) を受けるために支払う経費

2 前項の規定にかかわらず、国、県等の補助金等の交付の対象となっている経費については、補助対象経費としない。

(平29告示127・平31告示13・令2告示66・令5告示46・一部改正)

(補助金の額(率)等)

第4条 補助金の額及び率は、補助の対象となる経費の2分の1以内の額とし、5万円を限度とする。

2 補助金の交付は、前条各号に掲げる経費ごとに、それぞれ年1回かつ3回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(別記様式)

(2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書

(3) 見積書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平29告示127・旧第5条繰下・一部改正、平31告示13・令2告示66・一部改正、令5告示46・旧第7条繰上・一部改正)

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする事とする。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた日の属する年度終了後5年間保管しなければならない事とする。

(平29告示127・旧第6条繰下、令5告示46・旧第8条繰上)

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をしたものに通知するものとする。

(平29告示127・旧第7条繰下・一部改正、令5告示46・旧第9条繰上・一部改正)

(変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けたものが第6条第1項に規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書(別記様式)
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をしたものに通知するものとする。

(平29告示127・旧第8条繰下・一部改正、平31告示13・令2告示66・一部改正、令5告示46・旧第10条繰上・一部改正)

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けたものは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式)
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 実施した事業の内容が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平29告示127・旧第9条繰下・一部改正、平31告示13・令2告示66・一部改正、令5告示46・旧第11条繰上・一部改正)

(交付確定の通知)

第10条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けたものに通知するものとする。

(平29告示127・旧第10条繰下・一部改正、令5告示46・旧第12条繰上・一部改正)

(補助金の請求)

第11条 補助金の交付の確定を受けたものが補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(平29告示127・旧第11条繰下・一部改正、令5告示46・旧第13条繰上・一部改正)

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平29告示127・旧第12条繰下、令5告示46・旧第14条繰上)

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月1日告示第127号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年1月31日告示第13号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島田市茶海外輸出支援事業補助金等交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金及び奨励金について適用し、同日前の申請に係る補助金及び奨励金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月27日告示第66号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島田市茶海外輸出支援事業補助金等交付要綱の規定は、

この告示の施行の日以後の申請に係る補助金及び奨励金について適用し、同日前の申請に係る補助金及び奨励金については、なお従前の例による。

(令和2年度における奨励金の額の特例)

- 3 令和2年度分の奨励金に係る改正後の第6条第1項の規定の適用については、同項中「1万円」とあるのは「1万2,000円」とする。

附 則 (令和5年3月24日告示第46号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の島田市茶海外輸出支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金及び奨励金については、なお従前の例による。

別記様式（第5条、第8条、第9条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

区	有機JAS認証 経費	認証区分	有機農産物 ・ 有機加工食品
		認証面積	m ²
		認証機関	
		手数料	円
分	残留農薬検査経 費	生産量	kg
		検査機関	
		検査費用	円
輸出対象国			
茶種			
実施（予定）年月日		年 月 日	
備考			

(注)

- 1 有機JAS認証経費の認証区分の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 有機JAS認証経費の認証面積の欄は、有機加工食品に係る認証を受ける場合は、施設の面積を記載すること。
- 3 残留農薬検査経費の生産量の欄は、検査の対象として生産した茶の全ての生産量を記載すること。
- 4 茶種の欄は、普通煎茶、深蒸煎茶、碾茶^{てん}、紅茶などを記載すること。

別記様式（第 5 条、第 8 条、第 9 条関係）

（平29告示127・一部改正、令 2 告示66・旧別記様式・一部改正、令 5 告示46・
旧別記様式（その 1）・一部改正）